

平成31年度 沖縄型オープンイノベーション創出促進事業  
企画提案仕様書

1 補助事業名

沖縄型オープンイノベーション創出促進事業

2 補助期間

交付決定の日から平成32年（2020年）1月31日まで

3 補助率及び補助限度額

補助率8/10以内、補助限度額2,000千円

補助期間及び予算額は本企画提案公募時点での予定であり、変更の可能性がある。

【補助額の一例】

2,000千円×2事業者

1,000千円×4事業者

500千円×4事業者

計10,000千円（10事業者）

4 事業の概要

(1) 事業実施の背景

近年では、AIやIoTなどの先進的・革新的なITの活用による産業構造の変革が世界規模で進展しており、国内外においてITを活用した新たなビジネスやサービスの創出に向けた取組が進められている。

沖縄県のIT関連産業は売上額が4,200億円を超えるなど、観光・リゾート産業に並ぶ本県の基幹産業として成長してきたところであるが、今後、同産業が更なる発展を遂げるためには、県内の各産業におけるITの利活用を促進するとともに、先進的・革新的なITの活用による沖縄発の新たなビジネスやサービスの創出を促進することが必要となる。

また、ITの活用によるイノベーションを本県の強み産業や成長産業等に積極的に取り込み、各産業の生産性や競争力を高めることによって、アジアにおける地理的優位性を有する本県が、グローバルビジネスの中心的な拠点として成長・発展することが期待されている。

沖縄県においては、ITの利活用や産業連携の促進による県内産業の高度化や高付加価値化を目指しており、その一環として、本事業により、ITを活用した新たなビジネスプランを生み出すスタートアップの成長に応じた段階的な支援を実施し、ITを活用した新サービスの創出や社会課題の解決等を促すこととしている。

(2) 事業の目的

ITを活用した新たなビジネスやサービス等を提供するため、本県の強み産業（沖縄県アジア経済戦略構想の重点戦略及び産業成長戦略に掲げる産業分野をいう。）や地域社会を対象とし、又は本県独自の環境を活用して、県内においてビジネスプランの実現化に向けた取組を行う者に対して支援を行うことにより、本県におけるITの利活用や産業連携を促進し、県内産業の高度化・高付加価値化を図ることを目的とする。

また、補助対象は、ビジネスプランの実施に必要な機能を有する試作製品又はサービスモデ

ル（プロトタイプ）を作成し、市場での試行提供（トライアル）を通じてビジネス化の検証を行い、その結果をもとに試作製品又はサービスモデルの改良を行う活動を実施する事業とする

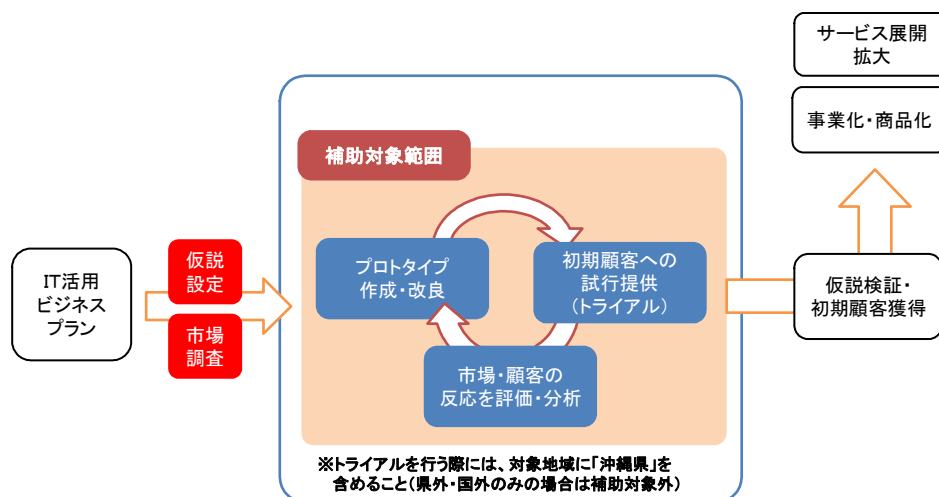
### (3) 事業の内容

沖縄県内において、ITを活用するビジネスプランの実現化に向けて、必要最小限の機能を有するプロトタイプを作成し、トライアルを通じた初期顧客の獲得や、市場・顧客の反応を踏まえたプロトタイプの改良等の活動を実施する事業を行う者に対して補助を実施する。

また、観光立県である本県においては、観光産業での活用が期待されるITサービス、いわゆるリゾテック<sup>※</sup>（観光×IT）に対する支援に重きを置くことが、沖縄発の新サービスやIT利活用促進、産業連携へ繋がると期待できるため、リゾテックに係る提案を重点テーマとする。

※リゾテック：宿泊、飲食、購買、移動、アクティビティなど一連の観光行動を便利で、楽しくするためのテクノロジー全般のことを指す造語。マーケティング、同時翻訳、キャッシュレス、ストレスフリーな移動支援、省力化ロボット、海洋ドローンなど。

（事業イメージ）



## 5 企画提案に当たっての留意事項

### (1) 事業目的との整合性

本事業の目的に沿った事業内容とすること。

また、補助事業の実施により得られた知見や成果等を活用して、事業期間終了後は沖縄県内においてビジネスプランの実現化に向けた自主的な取組を実施する事業内容とすること。

### (2) 企画提案の内容

企画提案応募要領及び本仕様書を踏まえたものとし、申請書様式に従い、次に掲げる内容を含めること。

なお、資料は原則としてA4判、左綴りとすること。なお、グラフや図表等は必要に応じてA3判にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。

#### ア 申請者の概要

申請時点における申請者の概要を記載するとともに、公的助成制度の活用状況や財務状況等を記載すること。なお、該当しない項目や直近の実績がない項目等については、その旨を記載すること。

#### イ 提案事業内容等説明書（事業計画）

申請に係る事業について、活動内容、目標、収支計画、実施体制等について具体的に記載すること。

#### ウ 事業スケジュール

申請に係る事業について、当該事業期間におけるプロトタイプ作成、トライアル実施、成果検証までの一連のスケジュールを具体的に記載すること。

#### エ 事業実施体制図

申請に係る事業の実施体制を図示するとともに、事業管理や経理等の体制を含め、各員の役割分担を記載すること。

#### オ 事業化計画説明書（事業終了後の計画）

補助事業の実施により得られた知見や成果等の活用手法や、事業期間終了後の事業化に向けた計画やスケジュール等を可能な限り具体的に記載すること。

#### カ 経費積算内訳書

申請に係る事業の実施に要する経費を記載すること。なお、事業経費については、下記「7 経費の計上」を踏まえて積算すること。

#### キ その他

上記アからカ以外で、事業目的を達成するために効果的な提案がある場合は、その理由を含めて記載すること。

### (3) 体制の整備

本事業を円滑に進めるため、事業管理・経理等を行う体制を整えること。

### (4) 採択要件に係る留意事項

ア 本事業で作成するプロトタイプのトライアルを実施するに当たっては、対象地域に沖縄県内を含めるとともに、その活動を通じて得られた市場・顧客の反応を分析・評価し、当該プロトタイプの改良等を図ること。

#### イ フォローアップ調査への協力

補助事業期間の終了後において、県又は県から業務委託を受けた者が実施するアンケート調査やヒアリング等の事後的な成果検証や、取組の継続状況の確認等に係るフォローアップ調査に協力すること。

#### ウ 成果の発表

本事業の採択者は、平成32年（2020年）2月に沖縄県宜野湾市で開催予定のResorTechOkinawa（沖縄国際IT見本市）で成果発表することを前提とすること。

## 6 経費の計上

### (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、以下の経費が対象となる。

経費項目	内容
(1) 人件費	事業に直接従事する者及び事務補助員の直接作業時間に対する給与等 (対象とならない経費の一部) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の場合は、代表者及び役員の人件費</li><li>・ 個人事業主又は個人の場合は、本人及び個人事業主等と生計を一にする三親等以内の親族の人件費</li><li>・ 通勤手当や交通費に含まれる消費税及び地方消費税相当額</li><li>・ 補助事業の実施のために交付決定日より前に雇用している者がいる場合は、交付決定日より前に支払った給与、賃金 等</li></ul>
(2) 事業費	
ア 旅費	事業を行うために必要な出張に係る経費
イ 需用費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるものに限る）の購入に要する経費及び事業で使用するパンフレット、リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
ウ 役務費	事業を行うために必要となるサービスを受けるための経費であって通信運搬（郵便料、運送代、通信・電話料等）に要する経費
エ 委託費	補助事業者が直接実施することができないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
オ 使用料及び賃借料	事業を行うために必要な物品等のリース・レンタル、及び会場の使用に要する経費
カ 備品購入費	事業を行うために必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入に係る経費
キ その他補助事業に必要な経費	上記以外の経費であって、沖縄県が事業を行うために必要と認めた経費

※人件費については、経済産業省発行の健保等級単価一覧表より算出すること。健康保険加入義務が無い場合については、昨年度の時給単価等を算出し記入すること。

※消費税及び地方消費税については補助対象事業費としないため、事業費の積算に当たっては消費税抜きの価格で積算すること。

※委託費は原則として総経費の2分の1を超えないようにすること。やむを得ない理由により2分の1を超える場合は、経費積算内訳書に理由書を添付すること。なお、事業の主たる部分の実施を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。

※経費項目毎に積算された詳細について、適正なものか確認するため、積算根拠や見積書等を整備すること。

(2) 経費積算に当たっての特記事項

人件費については、労働条件や市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

所定時間外労働の賃金等（いわゆる「残業代」）については、平日に所定時間外労働が必要不可欠な場合及び休日出勤が必要な場合で、補助事業者が手当を支給している場合のみ補助対象とする。

7 その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合や、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄型オープンイノベーション創出促進事業事務局と協議すること。

8 問い合わせ先

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目3-6 那覇市IT創造館4階  
一般財団法人 沖縄ITイノベーション戦略センター アクセラレートセクション  
沖縄型オープンイノベーション創出促進事業事務局  
担当：兼村（かねむら）、名幸（なこう）  
TEL:098-953-8154 E-mail:startup@isc-okinawa.org